

ナ
ニ

研-0593

0292

合 議 局 號 及 受 送								省 及 受 付 日 月	
第 一 號	第 二 號	第 三 號	第 四 號	第 五 號	第 六 號	第 七 號	第 八 號	月 日	月 日
送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受		
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
仍テ調査スルニ左ノ如シ	行令第五條第三項ノ規定ニ依リ認可方申請アリタリ	地ニ於テ「タングステン」採取事業ヲ經營致度旨同社法施	今般臺灣總督ノ進達ニ依リ臺灣拓殖株式會社ヨリ香港占領	ニ於ケル「タングステン」採取事業經營ニ關スル件	臺灣拓殖株式會社ノ香港占領地（九龍半島針山）				

大臣 次官 文書課長 監理課長 事務官 主査理事官

管理局長

起案 昭和十八年七月九日 局付 六月二日 局送 月 日

施行 昭和十八年七月廿五日

研-0593

0293

第 號 送	第 號 送	第 號 送
月 月 日	月 月 日	月 月 日

一、計畫ノ大要
 同社ハ幾ニ香港總督部ノ許可ヲ得テ戰前英國籍「マースマ
 シン」會社ノ經營ニ係ル占領地九龍半島針山ニ於ケル「タン
 グステン」鑛石ノ探鑛ヲ調査實施中ノ處今般買鑛式經營
 法ヲ以テ差當リ三ヶ年間ニ於テ一〇屯ヲ採取セントス
 ルモノニシテ之ガ鑛石ハ總テ軍當局ニ納入シ重要軍需資
 源ノ確保増産ヲ圖ラントスルモノナリ

二、所要資金

備考	昭和人年度				計	摘要
	昭和人年度	昭和九年度	昭和十年度	計		
固定資金	17000	5100	7100	19200	建物機械器具等	
運轉資金	177200	217200	217200	611600	買鑛費探鑛調査費、營業費(主トシテ人件費)	
計	194200	222300	298300	714800		

研-0593



所要資金ハ同社手持資金中ヨリ支出スルモノナリ

三、收支計算

	昭和十八年度	昭和十九年度	昭和二十年年度	計	摘要
支出	一八五、七〇〇	二三、七一〇〇	二九、九一〇〇	七二、九〇〇	金利ヲ含マズ
収入	一八六、三〇〇	二四、八四〇〇	三三、二二〇〇	七六、五九〇〇	
差引利益	六〇〇	一、一三〇〇	三、一一〇〇	四、四〇〇〇	總投資額ニ對スル利益率六%

備考

一、鑽石賣買量初年度二十七屯、二年度三十六屯三年度四八屯
 二、一屯當リ買上價格五五〇〇圓賣上價格六九〇〇圓（品位六五%モノ）

三、支出中ニハ固定資金投下額ヲ含ム從ツテ差引純益ハ純利潤ナリ

内務省

而シテ右事業ノ實施ニ當リテハ相當ノ困難ヲ豫想セラルルノミ
 ナラズ採算上亦必ズシモ有利ナラザルガ國策遂行上緊要ナルハ
 勿論同社ノ事業トシテモ適當ナルモノト思料セラルルニ付左案
 ノ通認可指令相成可然哉
 仰高裁

案ノ一

指令第一〇四號

海拓殖株式會社

昭和十八年六月十日附南三第七七四號ヲ以テ申請ニ係ル其ノ社ノ
 九龍半島針山ニ於ケル「タングステン」採取事業經營ノ件認可ス
 昭和十八年七月三十日

案ノ二

内務大臣

次官

規格B4

臺灣總督府 總務長官 宛

臺灣拓殖株式會社ノ九龍半島針山ニ於ケル
「タングステン」採取事業經營認可申請ノ件

昭和十八年六月二十五日附總殖第一七二九號ヲ以テ貴府總督ヨリ
當省大臣宛進達ニ係ル首題ノ件本日別紙ノ通認可相成タルニ付右
指令書申請者ニ交付方可然御取計相成度

追而本事業ノ今後ニ於ケル實施狀況ニ付テハ適宜當省ニ報告セ
シメラルル様同社ニ御傳達相成度

内務省

規格B4

研-0593

0296